

グループホーム光風園指定共同生活援助運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が設置するグループホーム光風園（以下「事業所」という。）が行う指定共同生活援助の事業（以下「事業」という。）を適正に運営するために、島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第75号）第199条の3に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて地域の共同生活住居において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月17日法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「サービス」という。）を適切に提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業所は、次に掲げる運営方針に基づきサービスを提供するものとする。

- (1) 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援を行うものとする。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
- (3) できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (4) 提供する福祉サービスの点検と評価を定期的、継続的に実施するなど必要な措置を講じ、さらなる福祉サービスの質の向上を目指すものとする。
- (5) 極めて公共性・公益性の高い事業に取り組んでいることから、事業の持続的発展を図るため、安定的な経営と福祉サービスを支える人材の育成に努めるものとする。
- (6) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（島根県条例第75号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(共同生活住居の名称及び所在地)

第4条 共同生活住居の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
きずな	島根県出雲市湖陵町二部 1501-3
いこいの家 1 号棟	島根県出雲市湖陵町大池 240-3
いこいの家 2 号棟	島根県出雲市湖陵町大池 240-3
いこいの家 3 号棟	島根県出雲市湖陵町大池 240-3
しおさい	島根県出雲市湖陵町大池 883-2

(入居定員)

第5条 事業所の入居定員は、次の表のとおりとする。

共同生活住居名	入居定員
きずな	7 人
いこいの家 1 号棟	4 人
いこいの家 2 号棟	4 人
いこいの家 3 号棟	4 人
しおさい	3 人

2 事業所の長（以下「管理者」という。）は、前項に規定する入居定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第 2 章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第6条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 管理者 1 人
- (2) サービス管理責任者 1 人以上
- (3) 生活支援員 3 人以上
- (4) 夜間支援員 1 人以上
- (5) 世話人 10 人以上
- (6) 看護職員 1 人以上

(職員の職務)

第7条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の業務を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画に関する業務等を行う。
- (3) 生活支援員は、利用者の日常生活に必要な支援を行う。

- (4) 夜間支援員は、夜間において利用者に必要な支援及び保安業務を行う。
- (5) 世話人は、利用者の食事の提供その他必要な支援を行う。
- (6) 看護職員は、利用者の健康管理、保健衛生業務等を行う。

(職員の勤務体制)

第8条 職員の勤務体制は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団職員就業規則（平成12年5月26日規程第3号）の定めるところによる。

- 2 管理者は、職員の資質向上のために、研修の機会を確保するものとする。

第3章 入居・退去

(入居)

第9条 事業所への入居を申し込もうとする者（以下「入居申込者」という。）は、あらかじめ入居申込書に必要事項を記入し管理者に提出するものとする。

- 2 管理者は、前項の入居申込書を受領するときは、当該入居申込者の提示する受給者証によって支給決定の有無、支給を決定されたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。
- 3 管理者は、前項の確認においてサービスに係る支給決定を受けていない入居申込者については、その者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 4 管理者は、入居に関する検討のための委員会を設置し、入居申込者の心身の状況、事業所のサービス提供体制等を総合的に判断し、サービス提供を拒む正当な理由がある場合又は事業所の特徴と入居申込者の障がい特性を勘案し、明らかに他の事業所が当該入居申込者に対し、より適切な支援ができると考えられる場合を除き入居を決定するものとする。
- 5 前項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。
- 6 管理者は、入居を決定したときは当該入居を決定した者（以下「入居者」という。）又はその家族等に対し、この規程の概要その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得た上でサービス利用契約を締結するものとする。

(退去)

第10条 管理者は、入居者が前条第6項に規定するサービス利用契約で定める契約の終了事由に該当する場合若しくは契約の解約又は解除が行われる場合に該当するときは、事業所を退去するものとする。

- 2 管理者は、入居者の退去に当たっては、相談支援事業者、保健・医療機関その他の

福祉サービス機関等と連携し、必要な援助を行うものとする。

(入院中の取扱い)

第11条 管理者は、入居者が入院後 3 か月以内に退院した場合は、その者を再び円滑に入居させるものとする。

第4章 サービスの内容及び利用料等

(個別支援計画)

第12条 サービス管理責任者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を評価し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、共同生活援助計画(以下「個別支援計画」という。)を作成するものとする。

2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者及びその家族等の希望する生活及び課題等を把握し、サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、作成するものとする。

3 サービス管理責任者は、個別支援計画を利用者又はその家族等に対し説明し、文書により同意を得るものとする。

4 サービス管理責任者は、個別支援計画の実施状況を定期的に把握し、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。

(サービスの内容)

第13条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する個別支援計画に基づく、主として夜間における食事、入浴、排せつ、整容、洗濯、掃除、買い物等の援助
- (2) 他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整
- (3) 入居者又はその家族等からの依頼に基づく行政機関等に対する手続きの代行
- (4) 入居者とその家族に対する交流の機会の提供

(サービスの主たる対象とする障害の種類)

第14条 サービスの主たる対象とする障害の種類は、知的障がい者とする。

(入居者預り金等の保管管理)

第15条 管理者は、入居者又はその家族等から依頼があった場合は、当該入居者の現金、預金等を安全かつ厳正な方法により、保管管理するものとする。

2 前項に規定する保管管理についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(利用料等)

第16条 管理者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、入居者又はその家族等から利用者負担額として厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該サービス等につき支給された訓練等給付費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 管理者は、前項に規定する利用料のほか、別表に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。ただし、入居者が特定障害者特別給付費の支給対象である場合は、法第34条第1項に規定する額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 管理者は、前項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族等にあらかじめ説明し、文書により同意を得るものとする。

第5章 サービス利用上の留意事項

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第17条 入居者は、サービスの利用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所の居室、共用施設、共用設備及び敷地をその本来の用途に従って利用すること。
- (2) 事業所及び事業所の設備を故意に滅失、破損、汚損し、又は無断で仕様変更しないこと。
- (3) 入居者相互の親睦を図り、事業所内の風紀秩序の維持に努めること。
- (4) 他の入居者に対し、勧誘、強要その他の迷惑行為を行わないこと。
- (5) 火気の取扱いに注意すること。
- (6) 外出又は外泊する場合は、管理者にその旨を届け出ること。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第18条 サービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、管理者が別に定める対応方針により対応するものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第19条 管理者は、非常災害に備え、火災、風水害、地震等の災害に対する消防計画を定め、職員に周知徹底するものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する消防計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 管理者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するとともに、訓練の実効性が高まるよう、消防関係者の参加を促すものとする。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(事故発生の防止及び発生時の対応等)

- 第20条 管理者は、事故の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。
- 2 管理者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 第1項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(苦情処理)

- 第21条 入居者及びその家族等からの苦情の処理については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領（平成21年6月15日要領第4号）の定めるところによる。

(虐待防止及び身体拘束廃止のための措置)

- 第22条 管理者は、入居者に対する虐待を防止し、及び身体拘束を廃止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。
- 2 管理者は、虐待が発生した場合は、速やかに市町村に通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 第1項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための措置)

- 第23条 管理者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。
- 2 管理者は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、実際に感染症が発生した場合を想定した対応訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 第1項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(協力医療機関)

- 第24条 事業所の協力医療機関の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
本田医院	島根県出雲市湖陵町二部 1802-1
えのもと歯科	島根県出雲市神門町 1388-4

(秘密保持等)

第25条 管理者は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た入居者及びその家族等に関する一切の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、事業所が保有する入居者及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年 5 月 25 日規程第 1 号）に基づき、適切に管理するものとする。

(地域との連携)

第26条 管理者は、事業所の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図り、地域との交流に努めるものとする。

(記録の整備)

第27条 管理者は、事業所の設備、職員及び会計に関する記録、入居者に対する事業所サービスの提供に関する記録その他必要な記録を整備し、社会福祉法人島根県社会福祉事業団文書等管理規程（平成 18 年 3 月 23 日規程第 6 号）に定める期間保存するものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

(1) 食事の提供及び居住に要する費用

食材料費		月額 20,000 円
光熱水費、電話代、汲み取り料・ 浄化槽管理料、自治会区費	きずな	月額 11,300 円
	いこいの家 1 号棟	月額 9,000 円
	いこいの家 2 号棟	
	いこいの家 3 号棟	
	しおさい	
家賃	きずな	月額 14,000 円
	いこいの家 1 号棟	月額 10,000 円
	いこいの家 2 号棟	
	いこいの家 3 号棟	
	しおさい	

(2) その他日常生活上必要な費用

個人用の日用品	実費
理美容代	実費
預り金等管理料	月額 1,000 円
その他提供される便宜のうち、利用者に負担させるこ とが適当であると認められるもの	実費